

Title	企業の社会的責任に関する一考察
Sub Title	A study of corporate social responsibility
Author	鈴木, 由紀子(Suzuki, Yukiko)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2005
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.48, No.1 (2005. 4) ,p.187- 197
JaLC DOI	10.14991/007.20050400-0187
Abstract	地球規模での環境問題や多国籍企業の反倫理的行動などによって、近年「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility) が世界的な流れの中で注目されている。「社会的責任」は、現実の企業の動向としても、理論的な展開としても1970年代の議論よりも進展しているようである。しかしながら企業あるいは経営者が「社会的責任」に取り組む正当性については必ずしも明らかにされてはいないなどの問題が残る。また、持続可能性 (sustainability) という言葉に集約されるように、理念的には、社会の利益を促進しながら企業も利益を得るという点で、純粋に利他主義的なものではなく、かつていわれた「啓発された自己利益 (enlightened self-interest)」の延長線上にあるといえる。本稿では日本における「社会的責任」の現状を概観し、それに関わる問題を検討し、求められる「社会的責任」とは何かを考察していきたい。
Notes	植竹晃久教授退任記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20050400-0187

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

企業の社会的責任に関する一考察

鈴木 由紀子

<要 約>

地球規模での環境問題や多国籍企業の反倫理的行動などによって、近年「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility)が世界的な流れの中で注目されている。「社会的責任」は、現実の企業の動向としても、理論的な展開としても1970年代の議論よりも進展しているようである。しかしながら企業あるいは経営者が「社会的責任」に取り組む正当性については必ずしも明らかにされていないなどの問題が残る。また、持続可能性(sustainability)という言葉に集約されるように、理念的には、社会の利益を促進しながら企業も利益を得るという点で、純粋に利他主義的なものではなく、かつていわれた「啓発された自己利益(enlightened self-interest)」の延長線上にあるといえる。本稿では日本における「社会的責任」の現状を概観し、それに関わる問題を検討し、求められる「社会的責任」とは何かを考察していきたい。

<キーワード>

「企業の社会的責任」、持続可能性、トリプルボトムライン、「企業の社会的即応性」、企業倫理、「啓発された自己利益」

1. はじめに

「企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)」(以下「社会的責任」とする)は、1960年代に米国で都市の大気汚染や農薬などに対する環境運動や、消費者運動、公民権運動などによってそれら様々な社会問題に対して私企業にもその解決が求められたり、さらに大企業が関わった政治関連の不正事件によって1970年代から特に議論となった。そしてほぼ同時期に日本においても公害問題や石油危機の時に商社による狂乱物価などにもとめない企業の責任が厳しく問われた。

近年日本では大企業を中心として「社会的責任」を改めて認識し具体的に実践に移そうとCSR担当の専門部署の設置やCSR報告書の作成などの動きが活発化し、2003年が「CSR元年」といわれるように、「社会的責任」が半ば「ブーム」のように捉えられている。

「社会的責任」はこれからの企業行動に求められるものでありそれを果たすことは世界的潮流になっているとしばしば指摘される。確かに、地球規模の環境問題や多国籍企業の反倫理的行動による途上国での人権問題などによって、2003年のエビアンサミットでも「コーポレート・ガバナンス」¹⁾や「腐敗防止と透明性の確保」とともに「社会的責任」が議題の1つとされた。

また欧州では EU 統合とその拡大にともなう各国の財政支出の抑制から「社会問題の解決に企業も貢献すべき」という機運が高まり、英国やフランスでは「社会的責任」担当大臣の設置²⁾、そしてフランスでは2003年5月には「社会的責任」の国家規格を発行している³⁾。また近年の年金の制度改革と相俟って欧米では社会的責任投資も徐々に拡大しつつあり、日本でも環境関連のファンドが作られ注目されつつある⁴⁾。

このような傾向がありながら、「社会的責任」についての日本における認識は、その概念も学問的に十分検討されないままに導入されているといっていよい。

コーポレート・ガバナンスの議論が企業観の違いから国ごとに検討されるように、それと関連する「社会的責任」においても同様に検討されるべきであるが、欧州企業の動向などを受けて日本の大企業はまずは「社会的責任」を重視していくという姿勢を示す傾向にある。

本稿では、まず近年の「社会的責任」に関する日本における現状を確認し、企業の「社会的責任」の概念的展開を概観し、その意味を検討する。さらに、現在、実務の世界で用いられている「社会的責任」の特徴やその論理的根拠を検討していきたい。

2. 「企業の社会的責任」をめぐる動向

現在日本において「社会的責任」の推進には、コンサルティング会社、監査法人、経済団体、経済産業省など様々な機関が関わっている。そして近年の傾向として、「企業活動のプロセスに社会的公正や環境への配慮などを組み込み、ステイクホルダー（株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど）に対しアカウンタビリティを果たしていくこと。その結果、経済的・社会的、環境のパフォーマンスの向上をめざすこと。」⁵⁾という定義にみられるように、「社会的責任」は、持続可能性（sustainability）やトリプルボトムライン（Triple Bottom Line 以下 TBL とする）⁶⁾などの概念と関連

1) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/evian_paris03/s_keizai_z.html（アクセス日2005年2月20日）

2) 経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書（案）」2004年7月（中間報告書）

3) <http://www.isos.co.jp/whatsnew/2003.html>（アクセス日2005年2月20日）

4) 環境省「社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告～我が国における社会的責任投資の発展に向けて～」平成15年6月。なお、社会的責任投資については別の機会に譲りたい。

5) 谷本（2004），p.5

6) 英国のコンサルティング会社の SustainAbility 社の J. Elkington によって提唱された「トリプル・

づけられて展開されている。

また、経済産業省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」による中間報告書では、考慮すべき利害関係者の範囲が広いために「社会的責任」を非常に広く捉えている。⁷⁾ 実際の企業の「社会的責任」の報告書（CSR 報告書あるいはサステナビリティ報告書と呼ばれる）によれば、TBL をベースとした Global Reporting Initiative (GRI) の「Sustainability Reporting Guidelines 2002」⁸⁾ などを指針として利用し、経済・環境・社会面の業績の情報開示に取り組み始めている企業もあれば、⁹⁾ 環境報告書の延長程度のものもあり、企業により取り組みの範囲や進展の度合いも多様である。¹⁰⁾

そして、企業が「社会的責任」に取り組むようになった理由としては、1 つには国際標準化機構 (International Organization for Standardization) での「社会的責任」に関する規格化の動きを受けてかつて品質管理の規格化に出遅れた経験から、防衛策としての日本企業や国の対応であるという側面があった。¹¹⁾ また、「社会的責任」に取り組むことによって環境や人権に配慮した企業であることをアピールすることができ、それらに意識の高い消費者にアピールする 1 つのマーケティング戦略¹²⁾ ともなり、企業の評判すなわちコーポレート・レピュテーション (corporate reputation) を高め、ブランド価値を向上させることができる。あるいは、リスクマネジメント (risk management) の点¹³⁾ から「社会的責任」に取り組む企業も多い。したがって、企業が「社会的責任」に取り組む理由は

「ボトムライン」は持続可能性の実践のために経済的繁栄 (economic prosperity)、環境の質 (environmental quality)、社会的公正 (social justice) に焦点をあて、経営していくことを目指したものである。Elkington (1998) を参照。ただし、TBL についてはその問題が指摘されている。Richardson, J., "Accounting for Sustainability: Measuring Quantities or Enhancing Qualities?" in ed. by Henriques and Richardson (2004), pp.41-44 および Norman and MacDonald (2004) を参照のこと。

7) 経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書（案）」2004年7月（中間報告書）では「良質の製品・サービスを提供するといういわば本来の事業と不可分の種々の社会的行動としての CSR、例えば最低限の社会規範としての法令遵守はもとより、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、労働基準の遵守、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献など、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソロピーまで誠実かつ積極的に取り組むこと」にまで及んでいる。

8) GRI は、シリーズ原則で有名な環境関連の非営利組織である Coalition for Environmentally Responsible Economies (CERES) が中心となって国連環境計画 UNEP などと1997年に設立したもので、世界の企業や、NGO、経営者団体などが参加している。http://www.globalreporting.org/を参照のこと。

9) 指針を利用している日本企業は79社である。（日本経済新聞2004年4月14日）ガイドラインは、経済・環境・社会の各パフォーマンスを示し、「統治構造とマネジメントシステム」にはステークホルダーの参画という項目も加わっている。http://www.globalreporting.org/guidelines/2002/2002Japanese.pdf を参照のこと。

10) 日本経済新聞2004年9月23日なども参照。

11) 日本経済新聞2004年1月17日。

12) Fombrun (1996) を参照のこと。

13) Francis and Armstrong (2003), 中林 (2003) を参照のこと。

純粋な利他主義¹⁴⁾というより経済的理由からといえよう。

3. 「企業の社会的責任」の概念

このように展開されている「社会的責任」の概念は、米国では現実の社会との関わりの中から、3段階の展開を遂げながら内容を充実させてきた。「社会的責任」は、まず1950年代から1970年代にかけて論じられ、定義の1つとして「社会的責任とは人と組織の意思決定と行動が社会システム全体に及ぼす影響を意思決定過程で考慮する義務¹⁵⁾」とされている。この時期、冒頭に述べたように企業活動にともない特に消費者・地域社会が深刻な影響を受け¹⁶⁾、その責任を追及された企業側は責任を取ることを拒否し問題化¹⁷⁾した。これは行き過ぎた私益の追求が公益に一致しなくなっていることを意味し企業はこれらへの対応を迫られるだけでなく、1960年代に頂点に達した社会問題の解決にも取り組むべきであるという批判から生じた「社会的責任」¹⁸⁾であった。

第2に Ackerman and Bauer¹⁹⁾によって提示された「企業の社会的即応性」(Corporate Social Responsiveness)によって課題事項管理 (issue management) の要請とともに「社会的責任」はさらなる進展を遂げる。W. C. Frederick²⁰⁾によれば「企業の社会的即応性」は哲学的議論に陥りがちな「企業の社会的責任」から、外部の圧力に効果的に応えていくというよりプラグマティックな問題に焦点を当てていくものとなり、S. Prakash Sethi²¹⁾の言葉を借りれば「先行的 (anticipatory)」 「予防的 (preventive)」特徴を有するようになった。

第3に1970年代に国内外での大企業による不正な政治献金などが起こったことによって、「社会的責任を遂行するには、会社権力の行使から生ずる結果責任に先立つ会社の各意思決定過程での倫理基準に基づく分析が必要となる²²⁾」ことが認識されてきた。そして活動や政策の道徳的正しさを扱った企業倫理²³⁾ (business ethics) も関連づけられ包括的に展開している。

14) もともと「社会的責任」は慈善原理 (Charity Principle) と受託原理 (Stewardship Principle) を基本原理としたものである。Post et al. (1999), pp.59-61

15) Davis and Blomstrom (1971), p.85

16) 中谷・川端・原田 (1979), p.98

17) 同上 p.140

18) 詳細はCED (1971)などを参照のこと。

19) Ackerman and Bauer (1976)

20) Frederick (1986), p.131

21) Sethi (1975), pp.62-63

22) 角野 (2003), p.196

23) 企業倫理はFrederickにおいてはCorporate Social Rectitudeに相当する。これに加えて, Corporate Social Responsibility, Corporate Social Responsiveness, Corporate Social Rectitudeの3つをCSR1, CSR2, CSR3とし, その後CSR4 (Cosmos, Science, Religion)まで言及している。(Frederick, W. C. (1997) "Moving to CSR4: What to Pack for the Trip", *Business and Society*, Vol.37 No.1)

このように「企業の社会的責任」は企業倫理の概念の導入によって今日まで展開がなされてきた²⁴⁾。結果として、「社会的責任」は実践的補足としての「社会的即応性」と価値前提的補足としての企業倫理によって自己を充実させると指摘されている²⁵⁾。そして E. M. Epstein²⁶⁾においては「企業の社会的責任」、「企業の社会的即応性」、「企業倫理」の3つを統合する経営社会政策過程 (Corporate Social Policy Process) という戦略概念が提示された。

さらに、Carroll and Buchholtz²⁷⁾は「企業の社会的責任」とは「義務や説明責任」を、「企業の社会的即応性」とは「実行、活動」を、「企業の社会業績 (Corporate Social Performance)」とは「成果、結果」を強調するとし、現代の企業に要請されているレベルは「企業の社会業績」まできていとする。ただし、日本で行なわれている「社会的責任」の議論は、「企業の社会的即応性」についての理解が乏しいため、これら諸概念についての区別・認識が不十分なままでなされていると指摘されている²⁸⁾。

また、このような時系列的かつ内容的な概念展開とは別に企業と社会の相互作用現象に焦点をあてた「社会的責任」論の分類もなされている²⁹⁾。たとえば、Garriga and Meléによれば富の創造が企業の唯一の社会的責任であるとする「手段的理論 (instrumental theories)」, 社会的義務や権利の受け入れもしくは社会的協同に参加する「政治的理論 (political theories)」, 社会の継続・成長のためまた企業自体のために社会に依存するという「統合的理論 (integrative theories)」, 倫理的責務として社会的責任を受け入れる「倫理的理論 (ethical theories)」の4つである³⁰⁾。その中で「倫理的理論」の1つに、「持続可能な開発 (sustainable development)」が位置づけられている。

4. 「企業の社会的責任」と持続可能性

現在 CSR と呼ばれる「社会的責任」は地球環境問題に関する一連の国際的な動向や経済活動のグローバル化などによって、「持続可能な開発」という理念の普及とともに、企業経営においても環境に配慮した企業行動が求められるようになったことに端を発している。この「持続可能な開発」とは本来世界の貧しい人々にとっての不可欠な必要物と、環境能力の限界の2つをキーコンセプトとし「将来の世代の欲求を充たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発³¹⁾」という意味であった。それは一般原則の提示にとどまるものであるが「継続事業体 (going concern)」と

24) 詳細は中村 (2003), pp.3-20 を参照のこと。

25) 高田 (1989), p.11

26) Epstein (1989)

27) Carroll and Buchholtz (2003), pp.30-61

28) 中村 (2003), p.13

29) Preston (1975), 谷本 (1987), Garriga and Melé (2004)

30) この4分類の方法についての適切性についてはここでは立ち入らない。

31) World Commission on Environment and Development (1987), p.43 (邦訳 p.66)

しての企業にとっては「持続可能な」という語は受け入れやすい概念であるためか、ビジネスそれ自体にも援用され、corporate sustainability という用語まで登場している。³²⁾ この「持続可能な」ビジネスの特徴は、利害関係者の参画、透明性、説明責任を含むものであり、³³⁾ そして先述の TBL をベースとし、それら経済、環境、社会の 3 領域において多様性 (diversity) を強調する。³⁴⁾ そして「社会的責任」を経営上担当する管理者や部署が1970年代には PR (Public Relations) 管理者や弁護士であったのに対し、³⁵⁾ 現在は最高経営責任者や取締役、また IR (Investor Relations) 専門家などになりスタッフ的な位置づけから、各種国際的機関への参加と自社の経営を連動させるためトップマネジメントの関与する事項となっている。³⁶⁾

5. 「企業の社会的責任」に内在する問題

それでは「社会的責任」にかかわる課題は何か、かつても「社会的責任」論に対し、否定論があり、³⁷⁾ これらについてはすでに日本でも様々な考察がなされてきた。³⁸⁾

現在、「社会的責任」論者は過去にも問われた幾つかの疑問に対しては以下のように答えている。「社会的責任」が株主利益の最大化という企業経営の本来の目的から逸れるのではないか、また遂行能力はあるのかどうかという問いに対して、「社会的責任」を本業にかかわるものに限定していけばよいとする。そして、「社会的責任」は企業にさらなるパワーを与えるものではないかという問いには、そのパワーを認めつつむしろそれを公共善 (public interest) に用いていけばよいとする。そして「社会的責任」の遂行のために企業は余計なコスト負担することになり競争上不利になるという問いには、「社会的責任」が世界的な流れになっているという、³⁹⁾ 非常に大雑把な楽観論に立っている。

一方で、推進論だけではなく疑問も投げかけられ、⁴⁰⁾ いずれの懐疑論者も株主主権と市場原理を強

32) Marcel van Marrewijk (2003) を参照のこと。

33) Adams, C., Forst, G., and Webber W., "Triple Bottom Line: A Review of the Literature" in ed. by Henriques and Richardson (2004), p.25

34) Henriques, A., "CSR, Sustainability and the Triple Bottom Line" in ed. by Henriques and Richardson (2004), pp.30-31

35) Henriques and Richardson (2004), pp.6-7

36) 国連グローバル・コンパクト (<http://www.unglobalcompact.org>) への参加には最高責任者の原則への支持表明が要請されることや「持続可能な発展のための世界経済人会議 (World Business Council for Sustainable Development)」http://www.wbcsd.ch/templates/Template_WBCSD5/layout.asp?MenuID=1 において持続可能な発展のための産業別プロジェクトの積極的推進などにみられる。

37) 主なものとして Friedman, M. (1962) (1970), Hayek, F. A. (1954), Levitt, T. (1958)

38) 高田 (1974), 谷本 (1987), 森本 (1994) などを参照。

39) Carroll and Buchholtz (2003) を参照のこと。

40) Stenberg, Elaine (2000); Henderson, David (2001); Wolf, Martin (2001); Lantos, Geoffrey P. (2001)

調する。特に「社会的責任」の内容が曖昧で、仮に内容が明確になったとしても、どの程度まで責任を果たすべきか、どれだけの費用あるいは投資を行なうべきかという点について定めることは困難であろうとする。それは「社会的責任」についてのコンセンサスがないのみならず、企業目的についての⁴¹⁾一般的合意がなく、「社会的責任」について正当な主張をする者もないからである。

「社会的責任」の正当性、論理的根拠は何かということは、最も根本的な問題であるが、かつて⁴²⁾公衆の圧力が株式会社の社会問題への対応を正当化する根拠となっていたと論じられてきた。そして伝統的には「長期間において、社会が責任あると思うような方法でその権力を行使しない者はその⁴³⁾権力を失う」という権力責任均衡原則 (iron law) によって「社会的責任」は正当化されてきた。⁴⁴⁾権力には責任がともなうというこの考え方は、古代、中世の西洋の歴史にもあり、そして経営管理の面でも権限 (authority) に応じて責任が果たされるという権限と責任の均衡の関係が論じられてきた。⁴⁵⁾

そして、「社会的責任」を果たすことの正当性は企業の目的と密接に関わる問題である。企業の目的は何かということについては、株式会社企業を2つのタイプに分けてしばしば論じられる。近代企業 (資本的企業) が利潤追求ないし収益性を内容とする単一目的に対して、現代企業 (制度的企業) は多くの環境主体の期待を反映する多元的な目的を抱える、社会的存在である。⁴⁶⁾近年では利害関係者の視点で株式会社を再定義しようという試みもある。⁴⁷⁾この観点からすると「社会的責任」は肯定されることになる。

さらに、「社会的責任」を果たすことの正当性の是非というより、むしろ会社自体の正当性獲得のために、「社会的責任」が必要とされる。すなわち、Epstein によれば、会社の正当性は、内的な正当性の問題はコーポレート・ガバナンスの領域であり、外的な正当性の問題は会社が活動している社会の多様な部分に対する会社の義務と説明責任であり、すなわち「社会的責任」の問題であると捉える。⁴⁸⁾この点についてはコーポレート・ガバナンス論からも強調されているところである。⁴⁹⁾

Epstein は、1971年に経済開発委員会 (CED) が示した「財やサービスの生産および国民の生活

41) Fisher (2004), p.395

42) 森本はその論拠として制度的企業観、ステークホルダー・アプローチ、社会的規範、自由経済体制擁護論、潜在的事業機会論の5つをあげる。(森本 (1994), pp.46-49)

43) Blumberg (1975), p.10 (邦訳 P.14)

44) Davis and Blomstrom (1971), p.95

45) Davis and Blomstrom (1971), p.93

46) 森本 (1994), p.26 同様の事が岩井 (2002), 十川 (2005) でも論じられている。

47) 「株式会社とは、その多様な構成者すなわち利害関係者のために、(意図的に富を破壊したり、リスクを増大させたり危害を引き起こすためではなく) 富や他の利得を創造するために生産的使用に資源を動員する組織である。」Post et al. (2002), p.17

48) Epstein (1979), pp.1292-1295 邦訳 pp.80-90 同様のことが「グッドウィル」の概念を用いて十川 (2005) で展開されている。

49) 植竹 (1999), pp.1-20 を参照のこと。

水準を改善する富を生み出すというビジネスの基本的な役割を遂行することを通し、社会に⁵⁰⁾貢献⁵¹⁾ということが企業の基本的な存在理由とし、これは将来においても変わり得ないとしているが約30年経つ今でも企業の役割は変わっていないであろう。ただし、公衆の期待の大きさによって、その目標を追求するための会社の意思決定や行動は⁵²⁾変化するであろうとしている。

確かに社会も安全、健康、環境などに対する意識が高くなり、1970年代に「社会的責任」が議論になった時と現在の企業の行動様式は変化してきているようだが社会が真に求めている行動と一致しているかは疑問である。経済広報センターのアンケートによれば、生活者が重視する社会的責任は「本業に徹する（優れた商品・サービス・技術などをより安く提供、安全・安心の確保）」⁵³⁾である。企業をはじめとする様々な機関が広範囲にわたる「社会的責任」を強調するものの、一方で社会貢献などに取り組みながら他方で不正事件を引き起こす企業が跡を絶たないことから、生活者はまずは事業に関わる責任を求めているのである。すなわち、「好況時には華やかな社会貢献を競いながら、他方で低次元の責任とその根底にある倫理が繰り返し問題になり、それに対する初歩的な対応を反復しなければならないところに、日本における CSR 実践の真の課題がある」⁵⁴⁾のである。

したがって、米国にみられた「社会的責任」の概念展開においてそれを構成している企業倫理の導入が十分でなかった日本において、具体的実践としての「社会的責任」を保証するための企業倫理⁵⁵⁾への認識が重要となる。

6. むすびにかえて

現在の「社会的責任」は、企業が社会とのコミュニケーションをより意識し、また「実践としての CSR」を促進するためにガイドラインなどが利用されていることなどから、新たな「社会的責任」の登場であると強調される傾向がある。確かに一見すると取り組みとしてはより戦略的になり進化しているようだが、理念的には「持続可能性」という言葉に集約されるように、社会の利益を促進しながら企業も利益を得るという点で、純粋に利他主義的なものではなく、「戦略的 CSR」⁵⁶⁾ともいえ、いかに斬新であるかのように見せたとしてもその本質は古くからいわれている「啓発され

50) CED (1971), pp.9-10 (邦訳 pp.5-6)

51) 同様のことを Blumberg も述べている Blumberg (1975), p.12 (邦訳 P.16)

52) Epstein (1979), p.1312 (邦訳 P.108)

53) 財団法人経済広報センター「第7回「生活者の“企業観”に関するアンケート」結果報告書」2004年1月

54) 森本 (1994), p.84

55) ここでは企業倫理とは「倫理的論法 (moral reasoning) をビジネスの状況や行動に適用し、ビジネスに生じている道徳的課題を解決する試みであり、少なくともそれらを明らかにすること」とする。Stenberg (2000), p.76

56) Lantos (2001) を参照のこと。

た自己利益 (enlightened self-interest)⁵⁷⁾」であることは免れ得ない。⁵⁸⁾

前述の Garriga and Melé の「社会的責任」論の分類で利害関係者管理 (stakeholder management) は、社会の要求の統合に焦点を当てる「統合的理論」の 1 つとされているのだが、利害関係者管理といってもその定義から企業を中心として利害関係者からの「貢献」を引き出すことに主眼があり、その目的は会社の富を増やすことであり、会社の目的を変えるものではない。⁶⁰⁾

たとえば、最近、企業が利害関係者とのコミュニケーションを重視するようになったことによって、環境問題や消費者関係などの各種の NGO や NPO の代表などを社外取締役を迎えたり、企業の製品企画プロセスにそれらを参画させるなどしており、これは一方で NGO も自らの理念を体現化していけるという可能性もある。しかし、他方でそれらが企業戦略の中に取り込まれることによって、独立性の確保が難しくなるという可能性もある。

かつて企業が「社会的責任」を果たすことはその権力の増大をもたらし、多元社会の崩壊をもたらし、単元社会へと向かうと危惧されたが、現在においては国際的レベルの政策面での企業が影響力を強めることになっている。⁶²⁾そして、同時に1990年代以降様々な NGO の台頭もあり、現在の状況は、政府、企業、抗議団体 (activist groups) によるネオ・コーポラティズムであり、または「新三者構成主義 (new tripartism)⁶⁴⁾」となると指摘されている。そして抗議団体自体が真に市民の代弁者であるかどうかということも疑問であるとされている。⁶⁵⁾したがって、現在、真に社会からの期待に基づいての企業の「社会的責任」の実践なのかどうかをより詳細に検討していく必要がある。

参 考 文 献

- ・ Ackerman, R. W., Bauer, R. A. (1976), *Corporate Social Responsiveness: The Modern Dilemma*, Reston Pub. Co.
- ・ Blumberg, Philip I (1975), *The Megacorporation in America Societies*, Prentice-Hall (邦訳『巨大株式会社 その権力とアメリカ社会』中村瑞穂他訳 文真堂 1980年)

57) 「他人の利益を尊重することが自己の利益の促進に連なると自覚した自利心であり、逆にいえば、自己の利益を促進するためには他人の利益を尊重しなければならないと自覚した自利心である。」高田 (1974), p.70 これについては CED (1971) でも取り上げられている。

58) Henderson, David (2001), pp.27-28

59) 「利害関係者管理は株式会社の富の創造能力を維持し強めるための決定的な必要条件である。」Post et al. (2002), p.20

60) 植竹 (1999), p.11

61) 中谷・川端・原田 (1979), p.136

62) 世界経済フォーラム (通称ダボス会議) <http://www.weforum.org> の開催などはその典型といえよう。

63) Wolf (2001)

64) Henderson (2001), p.121

65) Henderson (2001), p.122

- ・ Carroll, Archie B. (1991), “The pyramid of Corporate Social Responsibility: Toward the Moral Management of Organizational Stakeholders”, *Business Horizons*, July-August
- ・ Carroll, Archie B. (1999), “Corporate Social Responsibility—Evolution of Definitional Construct”, *Business & Society*, Vol.38 No.3, September
- ・ Carroll, Archie B. Buchholtz, Ann K. (2003), *Business & Society: Ethics and Stakeholder Management* 5th ed. Thomson South-Western
- ・ Committee for Economic Development (CED) (1971), *Social Responsibilities of Business Corporations: A Statement on National policy by the Research and Policy Committee for Economic Development*, June 1971 (邦訳『企業の社会的責任』経済同友会編訳 鹿島出版会 1972年)
- ・ Davis, Kieth, Blomstrom, Robert L., (1971), *Business, Society, and Environment: Social Power and Social Response*, McGraw-Hill Book Company
- ・ Elkington, John (1998), *Cannibals with Forks: The Triple Bottom Line of 21st Century Business*, New Society Publishers
- ・ Epstein, Edward M. (1979), “Societal, Managerial and Legal Perspectives on Corporate Social Responsibility: Product and Process”, *Hastings Law Journal*, Vol.30 No.5 May pp.1287-1320 (邦訳『企業倫理と経営社会政策過程』中村瑞穂他訳 文眞堂 1996年)
- ・ Epstein, Edward M. (1989), “Business Ethics, Corporate Good Citizenship and the Corporate Social Policy Process: A View from the United States”, *Journal of Business Ethics*, No.8 (邦訳同上書)
- ・ Fisher, Josie (2004), “Social Responsibility and Ethics: Clarifying the Concepts” *Journal of Business Ethics*, Vol.52 pp.391-400
- ・ Francis, Ronald and Armstrong, Anona (2003) “Ethics as a risk management strategy: The Australian experience”, *Journal of Business Ethics*, Dordrecht: Jul. Vol.45
- ・ Fombrun, Charles J. (1996), *Reputation: Realizing Value from the Corporate Image*, Boston Mass.: Harvard Business School Press
- ・ Frederick, W. C. (1986). “Toward CSR3: Why Ethical Analysis Is Indispensable and Unavoidable in Corporate Affairs,” *California Management Review* (Winter) 1986
- ・ Frederick, W. C. (1994). “From CSR₁ to CSR₂: The Maturing of Business-and-Society Thought,” *Business and Society*, Vol.33 No2, August 1994
- ・ Friedman, Milton (1962) *Capitalism and Freedom* (熊谷尚夫他共訳『資本主義と自由』マグローヒル 好学社 1975年)
- ・ Friedman, Milton (1970), “Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profits”, *The New York Times Sunday*, Sept. 13, 1970 (邦訳 土屋守章 中央公論 昭和49年秋季特別号)
- ・ Garriga, Elisabet and Melé, Domènec (2004) “Corporate Social Responsibility Theories: Mapping the Territory”, *Journal of Business Ethics*, Vol.53 pp.51-71
- ・ Hayek, F. A. (1954) *The Road to Serfdom*, University of Chicago Press
- ・ Henderson, David (2001) *Misguided Virtue: False Notions of Corporate Social Responsibility*, The Institute of Economic Affairs
- ・ Henriques, Adrian and Richardson, Julie ed. (2004), *The Triple Bottom Line: Does it All Add Up?: Assessing the Sustainability of Business and CSR*, Earthscan
- ・ 岩井克人 (2002) 「株式会社の本質：その法律的構造と経済的機能」大塚啓二郎・中山幹夫・福田慎一・本多佑三編『現代経済学の潮流2002』東洋経済新報社
- ・ 財団法人経済広報センター「第7回「生活者の“企業観”に関するアンケート」結果報告書」2004年1月

- ・ 経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書（案）」2004年7月
- ・ Lantos, Gedfrey P. (2001) “The boundaries of strategic CSR”, *The Journal of Consumer Marketing* Santa Barbara, Vol.18
- ・ Levvit, T. (1958) “The Danger of Social Responsibility”, *HBR*, Vol.36 No.5 September-October
- ・ Marcel van Marrewijk (2003), Concepts and definitions of CSR and corporate sustainability: Between agency and communion, *Journal of Business Ethics*, May Vol.44
- ・ 森本三男 (1994)『企業社会責任の経営学的研究』白桃書房
- ・ 中林真理子 (2003)『リスクマネジメントと企業倫理』千倉書房
- ・ 中谷哲郎・川端久夫・原田実 (1979)『経営理念と企業責任』ミネルヴァ書房
- ・ 中村瑞穂代表 作新学院大学経営学研究グループ (2003)『経営学 企業と経営の理論』白桃書房
- ・ Post, James E., Lawrence, Anne T., Weber, James (1999) *Business and Society: Corporate Strategy, Public Policy, Ethics*, McGraw-Hill, Ninth Edition
- ・ Post, James E., Preston, Lee E., Sachs, Sybille (2002) *Redefining the Corporation: Stakeholder Management and Organizational Wealth*, Stanford University Press
- ・ Preston, L. E., (1975) “Corporation and Society: The Search for a Paradigm,” *Journal of Economic Literature*, Vol.13 No.2
- ・ Sethi, S. Prakash (1975) “Dimensions of Corporate Social Performance: An Analytical Framework,” *California Management Review*, Spring
- ・ Stenberg, Elaine (2000), *Just Business: Business Ethics in Action*, Oxford University Press
- ・ 鈴木由紀子 (2002)「企業倫理（ビジネスエシックス）」第3章 川上義明編集代表『現代企業経営のダイナミズム』税務経理協会
- ・ 十川廣國 (2005)『CSRの本質 企業と市場・社会』中央経済社
- ・ 高田馨 (1974)『経営者の社会責任』千倉書房
- ・ 高田馨 (1989)『経営の倫理と責任』千倉書房
- ・ 谷本寛治 (1987)『企業権力の社会的制御』千倉書房
- ・ 谷本寛治 (2003)『SRI 社会的責任投資入門』日本経済新聞社
- ・ 谷本寛治編 (2004)『CSR経営 企業の社会的責任とステイクホルダー』中央経済社
- ・ 角野信夫 (2003)「企業倫理と企業統治の展望と課題」中村瑞穂編『企業倫理と企業統治——国際比較——』文眞堂
- ・ 植竹晃久 (1999)「現代企業のガバナンス構造と経営行動——ガバナンス・システムの再構築に向けて——」植竹晃久, 仲田正機編著 (1999) 叢書現代経営学3『現代企業の所有・支配・管理——コーポレート・ガバナンスと企業管理システム——』ミネルヴァ書房
- ・ Way Norman, Chris MacDonald (2004) ‘Getting to the Bottom of “Triple Bottom Line”’ *Business Ethics Quarterly*, Vol.14 pp.243-262
- ・ Wolf, Martin (2001) “Sleep-walking the enemy: Corporate social responsibility distorts the market by deflecting business from its primary role of profit generation,” *Financial Times*, May 16, 2001
- ・ World Commission on Environment and Development (1987), *Our Common Future*, Oxford University Press (邦訳『地球の未来を守るために』大来佐武郎監修 福武書店)

